

監査役・監査等委員・監査委員の職務と責任

— 監査役員として把握すべき法的規律と実務上の留意点 —

一般財団法人 産業経理協会

要 項

【講 師】

弁護士法人第一法律事務所
パートナー 弁護士

村 中 徹 氏

- 日 時 7月23日(水) 午前10時より午後4時まで [講義/午前10時より正午まで]
[「オンデマンド」配信は行いません] [食事・休憩/正午より午後1時まで]
[講義・質疑応答/午後1時より同4時まで]
- 会 場 経団連会館 5階会議室(裏面地図をご参照下さい。)
- 主 催 一般財団法人 産業経理協会(東京都千代田区神田淡路町1-15-6 電話03-3253-0361)

6月総会を踏まえて、新たに就任される監査役、監査等委員、監査委員(以下、総称して「監査役等」といいます。)の皆様には、役員としての重責を担う緊張と共に、その職責の前提となる会社法・金商法等の法律知識が広汎かつ難解であることに不安をお感じの方も少なくないことと存じます。

本セミナーは、監査の職務を担う監査役員の方々を念頭に、監査機関としての権限・責任等を確認し、監査役員が把握すべき法的規律を体系的・総合的に整理するものであり、取締役会等の会議体への出席と役割、期中の監査の在り方、不祥事対応等、監査役員として把握すべき法的知識と視点を整理し、また、CGコードが指摘する、監査の信頼性の確保に向けた取り組みについても検討を加えることにしております。

監査役等の職務遂行に際しての有益な指針と示唆を得ることのできる格好の機会であり、新任の監査役員のみならず、過年度に就任済みの方にも知識の整理の一助として、是非ともご参加賜りたくご案内申し上げます。

なお、取締役の職責に重点を置いて解説する「会社役員の義務と責任ーガバナンスの充実のための職務と善管注意義務の実践ー」(2025年7月29日開催予定)をもご受講いただくことで、監査役員の職責の理解が一層深まることと存じますので、併せてご検討いただければ幸いです。

皆様の奮ってのご参加をお待ちしております。

講 義 内 容

第1 監査の意義と監査役員の地位

- 1 監査とは
- 2 株式会社における監査機関の意義・必要性
- 3 監査役と監査等委員・監査委員の地位
- 4 監査役員の職責がなぜ難しいのか

第2 株式会社の経営の枠組みと取締役・監査役員の地位

- 1 株式会社と出資者との関係
- 2 会社役員の義務と責任
- 3 監査役・監査等委員・監査委員の法的地位と責任

第3 取締役の地位と権限、職責

- 1 取締役の選任と終任
- 2 社外取締役の選任と会社法の規律
- 3 コーポレートガバナンス・コードの制定と社外取締役の選任
- 4 取締役の報酬等
- 5 取締役の義務と職責

第4 取締役会の権限・役割、運営に関する規律と監査役等

- 1 取締役と取締役会の権限
- 2 取締役会の運営の実務
- 3 取締役会において決議すべき事項
- 4 取締役会における報告
- 5 経営会議・執行役員制度
- 6 社外取締役の員数・比率の拡大と取締役会の運営

第5 監査役・監査等委員・監査委員の地位、職責

- 1 ガバナンスモデルと監査の体制
- 2 監査役の選任と任期等
- 3 監査役の報酬と費用
- 4 監査役の補助者との連携

- 5 監査役と監査役会
- 6 監査等委員・監査委員の地位と職責
- 7 商法・会社法の改正経過と監査機関・社外役員の位置づけ

第6 監査役員の権限と職責

- 1 業務監査と会計監査の分離と連携
- 2 監査体制の整備・運用と調査の権限
- 3 内部統制の整備・運用と監査役等の監査
- 4 監査役員の善管注意義務と責任

第7 株主代表訴訟の概要と監査役員

- 1 株主代表訴訟制度の枠組み
- 2 株主代表訴訟における被告(取締役)と会社の関係
- 3 役員責任の有無と経営判断の原則

第8 監査環境の整備とガバナンスの実効性の確保

- 1 監査環境等の整備と監査役員
- 2 監査部門間の連携
- 3 監査部門の連携についての実務指針
- 4 監査の実効性とコーポレートガバナンス

第9 監査報告書の作成

- 1 監査報告書の作成の意義
- 2 作成日程(監査期限)と作成手順
- 3 監査報告書ひな型の活用と留意点
- 4 事業報告・附属明細書の法定記載事項の監査

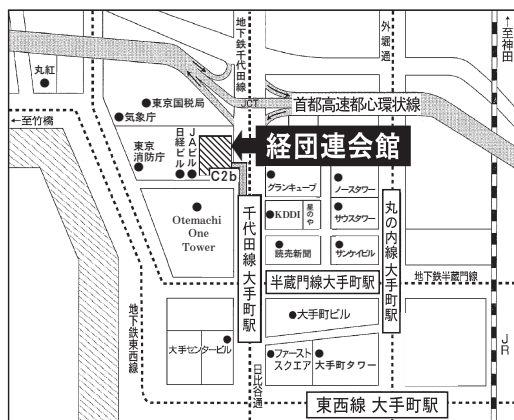
第10 株主総会と監査役員

- 1 期末監査の実施
- 2 株主総会と監査役員
- 3 株主総会の終了後の監査役員の職責

第11 終わりに

- 1 監査役員の職責の難しさ(悩ましさ)を踏まえて執務することの重要性
- 2 監査役員としての会社への貢献

- 資 料 講師オリジナルテキストを当日受付でお渡しいたします。
- 参 加 費 40,700 円（非賛助会員 1 名につき）（消費税等 3,700 円 を含みます。）
 38,500 円（当協会普通賛助会員 1 名につき）（消費税等 3,500 円 を含みます。）
 37,400 円（当協会正賛助会員 1 名につき）（消費税等 3,400 円 を含みます。）
 36,300 円（当協会特別賛助会員 1 名につき）（消費税等 3,300 円 を含みます。）
 （お食事代を含みます。）
- 割 引 対 象 当協会主催の次の会にご登録（副登録を含む）の方は上記参加費の「当協会正賛助会員」の金額（37,400 円）に割引させていただきますので何卒ご利用賜われますようお願い申し上げます。
1. 監査役員業務研究会 2. 会社役員のための法律実務研究会
 3. 経営財務法務研究会 4. 会社法務実務研究会
- 申 込 要 件 1. 「申込方法」の 3 及び 4 について同意いただいていること。
 2. 「個人情報の取扱い」の 1 について同意いただいていること。
- 申 込 方 法 1. 別紙申込書により、7 月 18 日（金）までに FAX（0 3）3 2 5 1-0 5 3 3 もしくは、ホームページよりお申込みください。ただし、満員になり次第締切らせていただきますので予めご了承下さい。
 2. 申込書ご記入の際には、お手数をおかけいたし誠に恐縮に存じますが、**コード番号欄**に、封筒の宛名の下部の括弧内に印字してあります番号（4 桁）を、また、その番号に続き記号（2 桁）が印字されている場合には、**研究会等識別記号欄**に、その記号をお書き添え賜われますようお願い申し上げます。また、緊急連絡等を FAX で行うことがありますので、申込書の FAX 番号欄も必ずご記入くださいますようお願い申し上げます。
 3. お申込（入金済み分を含む）を キャンセルする必要がある場合には、7 月 22 日（火）の正午までに FAX でご連絡下さい。それ以降のキャンセルは不可とし、欠席された場合でもご請求額全額を申し受けますので、何卒ご諒承の程お願い申し上げます。
 4. 申し込みが最小定員に満たない際には、開催を中止する場合がございます。
- 送 金 方 法 1. お申込みいただきました方には、「申込受付書類」（受付票・請求書）をお送りいたします（ご本人宛）。万一お手元に届かない場合には、恐れ入りますがお問い合わせ下さいますようお願い申し上げます。
 2. ご送金は、上記請求書にもとづき、原則として開催日までにお手続き下さいますようお願いいたします。
- 個 人 情 報 の 取 扱 い 1. ご記入頂きました個人情報等につきましては、セミナー、講習会、講座等、当協会主催事業のご案内及びアンケート等のご依頼に際して利用させていただきます。また、講師以外の第三者に提供することはございません。
 2. 上記の利用目的にご同意頂くことができない場合には、お申出により当方にて所有する個人情報を消去させていただきます。
- 申 込 先 一般財団法人 産業経理協会
 東京都千代田区神田淡路町 1-15-6
 電話 03（3 2 5 3）0 3 6 1（代） F A X 03（3 2 5 1）0 5 3 3



◇ 会 場 ご 案 内 ◇

「経団連会館」

5 階 会 議 室

東京都千代田区大手町 1-3-2

電話 03（6741）0222（代）

交通機関

東京メトロ「大手町」駅下車 C2b 出口直結